

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
8	小沢 映子（27）	<p>1. 不登校児童生徒への支援のあり方について</p> <p>不登校児童生徒への支援については、関係者において、さまざまな努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところであるが、全国的に不登校児童生徒数は依然として高水準で推移している。富士市の小中学校でも463名と過去最高の数字となり喫緊の課題となっている。</p> <p>平成29年2月14日に施行された教育機会確保法では、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。そのために、多様な学びの場を用意する必要がある旨が述べられている。</p> <p>その1つとして富士市では、教育プラザに、全国に約1300カ所ある適応指導教室として「ステップスクール・ふじ」を設置して、不登校の児童生徒の支援に努めてきたと思われる。</p> <p>(1) ステップスクール・ふじについて伺う。</p> <p>① 適応指導教室「ステップスクール・ふじ」とはどのような活動内容と目的・役割があるところか。</p> <p>② 適応指導教室は市内に1カ所だが、必要としている児童生徒の通学に支障はないのか。</p> <p>③ 不登校の子どもは、昼夜逆転しやすく朝起きられない子どもが多いが、利用の時間的な配慮はなされているのか。</p> <p>④ 発達障害の特性が不登校と密接な関連があることが指摘されているが、発達特性に対しての専門性は担保されているのか。</p> <p>⑤ 子どもを取り巻く環境調整が、重要なポイントであるが、家族に対しての支援は十分なされているのか。</p> <p>(2) 市民が利用できる民間の不登校に関しての支援機関にはどのようなものがあるか。また、市民活動との協働に関する基本指針（第二版）に照らして、民間団体との協働は十分なされているのか。</p> <p>(3) 教育機会確保法の趣旨にのっとり、ステップスクール・ふじだけでなく、多様な場の確保が必要と思われるが、今後どのような場や支援の確保を考えているのか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長